

**塩を輸入して販売しよう
と考えられている方へ**

手続きのご案内

**門司税關 業務部
統括審査官（通關總括第2部門）**

1 はじめに

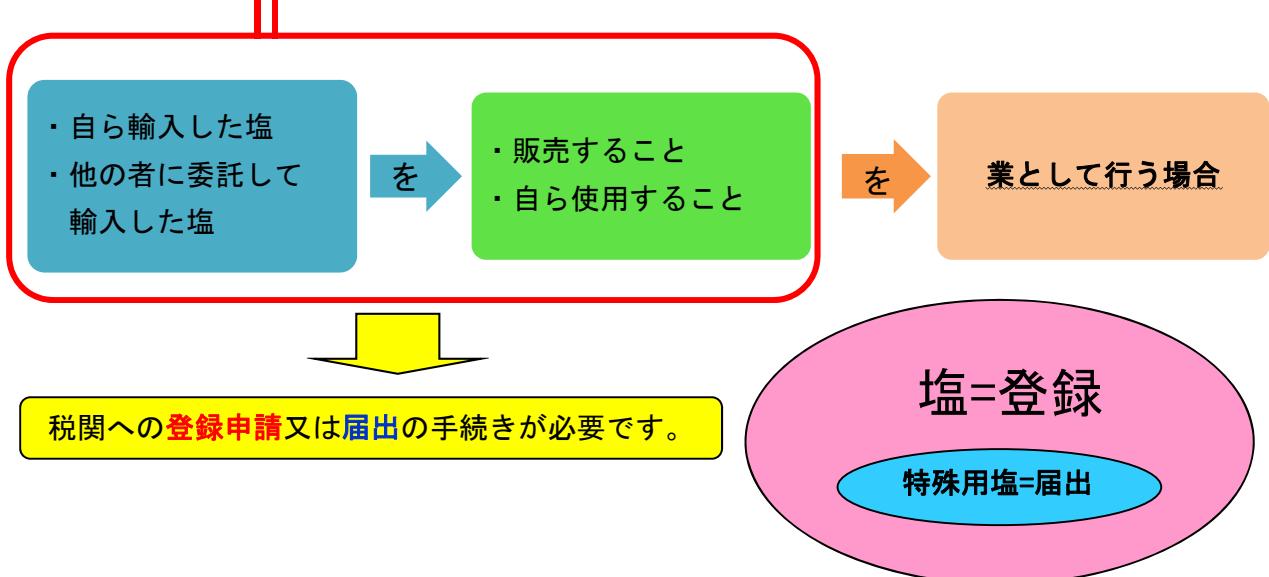
「塩の特定販売」とは、

- ・自ら又は他の者に委託して輸入をした塩を販売し、又は自ら使用すること
のことです（塩事業法第2条第3項）。

塩事業法において、「塩の特定販売」を行う場合において、税関への手続きが必要となる場合が
ありますので、塩の特定販売をお考えの方は、この手続きのご案内を参考にして下さい。

この手続きのご案内では、概要のご案内後、「登録」又は「届出」の手続き等について説明しています。

「塩の特定販売」とは



「業として行う場合」とは

- ・一般的に、「仕事」として行う場合のことを言います。
例：会社が輸入し、販売する場合
- ・個人的利用は該当しません
例：自分で輸入した塩で、漬物をつけ、自分で消費する場合
- ・個人が輸入してもそれが個人的利用でない場合は、「業として行う場合」になります
例：自分で輸入した塩で、漬物をつけ、その漬物を販売する場合

「塩事業法」について

塩専売制度の廃止（平成9年4月1日）に伴い、塩が国民生活に不可欠な代替性のない物質であることにかんがみ、塩事業の適切な運営による良質な塩の安定的な確保と我が国塩産業の健全な発展を図るために必要な措置を講ずることとし、もって国民生活の安定に資することを目的として制定された法律です。【塩事業法第1条】

2 「登録」又は「届出」が必要な「塩」とは

「塩」とは、塩化ナトリウムの含有量が 100 分の 40 以上の固形物。

ただし、チリ硝石、カイニット、シリビニットその他財務省令で定める鉱物を除く。【塩事業法第 2 条第 1 項】

・その他財務省令で定める鉱物

ポリハリット、キイゼリット、カルナリット、クルギット、タクヒドリット、
ピンノイト、グラウベリット、アストラカニット、シェーニット、
ボラチット及びアンヒドリット

【塩事業法施行規則第 2 条】

上記の「塩」に該当しないものは、手続き不要です

3 「特殊用塩」とは

「特殊用塩」とは、

・用途若しくは性状が特殊な塩であって、塩事業法施行規則第 4 条第 1 号から第 7 号のいずれかに該当する塩のことです。

【塩事業法施行規則第 4 条】

- 1 号 医薬品医療機器法第 2 条に規定する医薬品、医薬部外品又は化粧品に該当する塩
- 2 号 試薬塩化ナトリウム
- 3 号 細菌等の試験研究用の培地として使用される塩その他の専ら学術研究又は教育の用に供される塩
- 4 号 銅のメッキ処理過程等において専ら触媒の用に供される塩
- 5 号 亜鉛、鉄その他の金属成分を含有する塩で、直方体又は球形等の塊状に成形されたもの
- 6 号 塩化ナトリウムの含有量が 100 分の 60 以下の塩で、塩化ナトリウムとそれ以外の成分が容易に分離し難いもの
- 7 号 販売先を限定して試験的に販売される塩であって一年間の販売数量が 100 トン以内のもの

<注意>

・「販売先を限定して試験的に販売」されることが前提となるため、一年間の販売数量が 100 トン以内であっても、販売先を限定しない一般消費者への販売（例：インターネットによる販売）は該当しません。

・すでに、特殊用塩特定販売業の届出をされている方が、上記 塩事業法施行規則第 4 条第 7 号の「特殊用塩」に該当する塩を、1 年間に 100 トンを超えて販売するなど、「特殊用塩」以外の塩の特定販売を行うようになった場合には、事前に、改めて塩特定販売業の登録が必要です。

4 お問い合わせ先、登録申請等書類提出先

	お問い合わせ先	管轄区域
門司 税関	〒801-8511 北九州市門司区西海岸 1-3-10 門司税関 業務部 統括審査官(通関総括第2部門) T E L : 050-3530-8401(直通) F A X : 093-332-8397 E - m a i l : moji-gyomu@customs.go.jp	・福岡県（長崎税關の管轄地域を除く） ・佐賀県の一部（唐津市、伊万里市、東松浦郡、西松浦郡） ・長崎県の一部（壱岐市、対馬市） ・山口県、大分県、宮崎県

受付時間：月曜日から金曜日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（行政機関の休日を除く）

『塩特定販売業』 の登録申請等の手続きのご案内

1 塩特定販売業の登録

(1) 手続概要

塩の特定販売(自ら又は他の者に委託して輸入した塩を販売し、又は自ら使用すること)を業として行おうとする

(注1) 者 (特殊用塩のみに係る塩の特定販売を業として行おうとする者を除く) は、 主たる事務所の所在地を管轄する税関の登録(注2)を受けなければなりません。【塩事業法第16条第1項、塩事業法施行規則第13条】

注1 「業として行おうとする」については、「1頁」を参照願います

注2 塩特定販売業者として税関長の登録を受けられた方は、特殊用塩を含むすべての塩の特定販売を行うことができます。

(2) 提出時期、提出先

塩の特定販売を業として行う前に、主たる事務所の所在地を管轄する税関

(P3の4の管轄区域内に、塩の特定販売の業務を統括する事務所がある場合は、門司税関)

(3) 手数料等

登録の際、登録免許税 **15万円の納付** が必要です(登録手数料は不要)

(4) 審査基準

以下のいずれかに該当する場合は、塩事業法により「登録」を受けることができません。

【塩事業法第17条において準用する同法第7条第1項第1号～第5号】

- 1 塩事業法の規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 2 塩特定販売業の登録を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
- 3 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 4 法人であって、その代表者のうちに上記1～3のいずれかに該当する者があるもの
- 5 未成年者であって、その法定代理人が上記1～4のいずれかに該当するもの

(5) 「登録」に必要な申請書類

申請をお考えの場合は、必ず書類の提出前に、担当部門へ連絡をお願いいたします。

申請を受理した日の翌日から20日以内が標準処理期間となっています。

申請者	提出書類	備考
	塩特定販売業登録申請書 (塩事業法施行規則別紙様式第12号)	・必要事項を記載願います
	誓約書 (塩事業法施行規則別紙様式第13号)	・塩事業法第17条において準用する同法第7条第1項第1号～第5号のいずれにも該当しないことの誓約書
	登録免許税の納付に係る領収書 ※塩特定販売業の「登録免許税」 (登録免許税法第2条、第8条)	・日本銀行(代理店及び歳入代理店を含む。)を通じて、主たる事務所を管轄する税關の所在地を管轄する税務署長あてに登録免許税15万円を納付したもの 門司税關 → 門司税務署長宛 長崎税關 → 長崎税務署長宛 ・(原本) ・ <u>納付前に</u> 必ず担当部門へ連絡をお願いいたします
共通	【参考書類】要塩卸売業登録者一覧	参考として、塩の販売先について、 ・販売先名 ・代表者名 ・主たる事務所の所在地(連絡先) の事項を「要塩卸売業登録者一覧」として提出願います。 塩事業法を適正に運用するため、塩特定販売業の登録申請の際に、申請者の方から登録後の販売先を提出していただくことにより、塩卸売業の登録が必要な卸売業者を正確に把握したいと思います。御協力よろしくお願ひします。
	【参考書類】輸入する塩の成分表	参考として提出願います
	【参考書類】 ・塩の用途 ・塩の性状 ・塩の年間輸入予定数量	参考として教えて下さい。 ・塩の用途…例:漬物用、融冰雪用等 ・塩の性状…例:○キロ入りフレコンバッグ等 ・塩の年間輸入予定数量…例:年間 200トン輸入予定
法人の場合	定款又は寄附行為	
	法人の登記事項証明書	・申請日前3か月以内に発行されたもの(原本)
個人の場合	住民票の抄本又はこれに代わる書面 ※個人番号(マイナンバー)の記載がないもの	・申請日前3か月以内に発行されたもの(原本) ※住基ネットによる本人確認を希望する場合:抄本不要 ・申請者が外国人の場合は、在留カード又は特別永住者証明書の写しを添付
	破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び成年被後見人等に該当しない旨の市町村(東京都の特別区を含む。)の長の証明書	・申請日前3か月以内に発行されたもの(原本)
	後見登記等に関する法律第10条第1項第1号に規定する登記事項証明書	・申請日前3か月以内に発行されたもの(原本)

<登録申請者が以下の場合、上記の書類に加えて以下の添付書類が必要です>

申請者	提出書類	備考
営業に関し成年者と同一の能力を有する未成年者である場合	未成年者の登記事項証明書	
未成年者(営業に関し成年者と同一の能力を有する者を除く。)又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合	法定代理人の住民票の抄本又はこれに代わる書面 ※個人番号(マイナンバー)の記載がないもの ※住基ネットによる本人確認を希望する場合:抄本不要 法定代理人が破産者で復権を得ないもの及び成年被後見人等に該当しない旨の市町村(東京都の特別区を含む。)の長の証明書	・申請日前3か月以内に発行されたもの(原本)

2 塩特定販売業の登記事項の変更の届出

(1) 手続概要

塩特定販売業者についての登記事項に変更があったときの届出手続【塩事業法第17条】

(2) 提出時期、提出先

- ・変更事項により異なります（以下の「提出書類」欄を参考として下さい。）
- ・登録している税関に提出願います。

(3) 提出書類

「塩特定販売業登録事項変更届出書」（塩事業法施行規則別紙様式第18号）に必要事項を記載し、以下の添付書類を添えて提出願います。

変更事項	添付書類	備考	提出時期
商号、名称又は氏名及び住所	住民票の抄本又は登記事項証明書 ※個人番号(マイナンバー)の記載がないもの ※住基ネットによる本人確認を希望する場合:抄本不要	申請日前3か月以内に発行されたもの（原本）	変更後遅滞なく
法人の代表者の氏名及び住所 未成年者（営業に関し成年者と同一の能力を有する者を除く。）又は成年被後見人、被保佐人若しくは被補助人である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所 現に営んでいる他の事業の種類	法人の登記事項証明書 法定代理人の住民票の抄本 ※個人番号(マイナンバー)の記載がないもの ※住基ネットによる本人確認を希望する場合:抄本不要 添付書類は必要ありません	—	変更前
主たる事務所の所在地及び貯蔵所の所在地 事業開始の予定年月日	添付書類は必要ありません	—	

3 塩特定販売業の廃止の届出

(1) 手続概要

塩特定販売業者が事業を廃止するときの届出手続【塩事業法第17条】

(2) 提出時期、提出先

塩特定販売業者の廃止をしたとき遅滞なく、登録している税関に提出願います。

(3) 提出書類

「塩特定販売業廃止届出書」（塩事業法施行規則別紙様式第19号）に必要事項を記載し提出願います。
併せて、登録の際に税関から送付された「塩特定販売業者の登録について」を返送願います。

4 塩特定販売業の承継の届出

塩特定販売業者について、相続又は合併があったときの承継についての届出手續
【塩事業法第17条】。詳しくは、登録している税関に照会願います。

5 報告について

塩特定販売業者については、塩事業法により以下の報告事項について、それぞれの報告期日までに所定の様式を用いて税関長に報告しなければなりません。

また、以下の報告事項以外にも、塩事業法に基づき報告を求める場合があります。

いずれの報告も、その都度、税關から報告依頼文書を送付いたします。

その際、報告期日を通知し、報告様式も併せて送付いたします。

報告内容【根拠規定】	内 容	報告依頼日	報告期日
塩受給見通し策定のための 製造等見込数量の報告 【塩事業法第3条第4項】	<ul style="list-style-type: none"> ・翌年度の塩の種類別の受入見込数量、販売見込数量及び在庫見込数量 ・当年度の塩の種類別の受入実績見込数量、販売実績見込数量及び在庫見込数量 等 	毎年11月下旬頃	毎年12月下旬～1月上旬頃
塩輸入販売実績数量の報告 【塩事業法第30条第1項】	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度における塩の種類別の受入数量、販売数量 ・前年度末日における在庫数量 等 	毎年3月下旬頃	毎年4月上旬頃

※「年度」は毎年4月1日から3月31日までの期間

なお、いただいた報告をもとに作成した以下の内容について、財務省のホームページに掲載しております。

- ・「年度別 塩受給見通し」
- ・「年度別 塩受給実績」

※集計数量のみの掲載であり個別の特殊用塩特定販売業者の名前、数量等は掲載されません
(財務省のホームページアドレス <http://www.mof.go.jp>)

6 記帳義務について

塩特定販売業者は、帳簿を備えた上、

- ・受入場所別塩の種類別の受入数量
- ・塩の種類別販売先別の販売数量

(受け入れた塩を自ら使用した場合にあっては、塩の種類別用途別の使用数量)

について、受入れ又は販売若しくは使用の都度記載し、その帳簿を3年間保存しなければなりません。

【塩事業法第17条】

税関は、塩特定販売業の業務状況を把握するため、随時報告を求める場合がありますので、常に受入及び販売数量等を記帳し、適正な在庫管理を行ってください。

7 罰則規定

以下の行為を行った場合、それぞれ罰金等に処せられます。

【塩事業法第37条～第41条】

- ・税関長の登録を受けずに塩の特定販売を行った者……………50万円以下の罰金
- ・税関長の登録取消及び業務停止命令に違反した者……………50万円以下の罰金
- ・税関長の業務改善命令に違反した者……………30万円以下の罰金
- ・帳簿不記載、若しくは虚偽の記載、又は帳簿を保存しなかった者……………20万円以下の罰金
- ・塩に係る報告をせず、また、虚偽の報告をした者……………20万円以下の罰金
- ・立入検査に対する妨害行為又は虚偽の陳述をした者……………20万円以下の罰金
- ・届出事項の変更及び事業廃止の届出を行わなかった者……………10万円以下の過料
- ・虚偽の届出をした者……………10万円以下の過料

※罰金については、行為者のほかに法人又は代理人等も処罰されます。

『特殊用塩特定販売業』 の届出申請等の手続きのご案内

1 特殊用塩特定販売業の届出

(1) 手続概要

特殊用塩(注 1)のみに係る塩の特定販売(自ら又は他の者に委託して輸入した塩を販売し、又は自ら使用すること)を業として行おうとする(注 2)者は、主たる事務所の所在地を管轄する税関に届出なければならぬ。

【塩事業法第 18 条第 1 項、塩事業法施行規則第 16 条】

注 1 「特殊用塩」については、「3頁」を参照願います

注 2 「業として行おうとする」については、「2頁」を参照願います

- すでに、特殊用塩特定販売業の届出をされている方が、「特殊用塩」7号に該当する塩を1年間に100トンを超えて販売するなど、「特殊用塩」以外の塩の特定販売を行うようになった場合には、事前に、改めて、「塩特定販売業」の登録が必要となりますので、ご注意願います。

(2) 手続対象者

特殊用塩のみに係る塩の特定販売を行おうとする者

(3) 提出時期、提出先

・特殊用塩のみに係る塩の特定販売を業として行う前に、主たる事務所の所在地を管轄する税関

(P3の4の管轄区域内に、塩の特定販売の業務を統括する事務所がある場合は、門司税関)

(4) 手数料

届出の際、登録免許税及び登録手数料は不用です。

(5) 「届出」に必要な申請書類

必ず、申請書類の提出前に担当部門へ連絡をお願いいたします。

申請者	提出書類	備考
共通	「特殊用塩特定販売業届出書」 (塩事業法施行規則別紙様式第20号)	必要事項を記載願います
	輸入する塩の成分表	参考として提出願います
法人の場合	法人の登記事項証明書	・申請日前3か月以内に発行されたもの(原本)
個人の場合	住民票の抄本又はこれに代わる書面 *個人番号(マイナンバー)の記載がないもの	・申請日前3か月以内に発行されたもの(原本) ※住基ネットによる本人確認を希望する場合:抄本不要 ・申請者が外国人の場合は、在留カード又は特別永住者証明書の写し

2 特殊用塩特定販売業の変更の届出

(1) 手続概要

特殊用塩特定販売業の届出事項に変更があったときの届出手続

【塩事業法第 18 条第 2 項】

(2) 提出時期、提出先

- 変更事項により異なります。以下の「提出書類」欄を参考として下さい。
- 届出している税関に提出願います。**

(3) 提出書類

「特殊用塩特定販売業変更届書」(塩事業法施行規則別紙様式第21号)に必要事項を記載し、以下の添付書類を添えて提出願います。

変更事項	添付書類	備考	提出時期
商号、名称又は氏名及び住所 法人の代表者の氏名及び住所	住民票の抄本又は登記事項証明書 ※個人番号(マイナンバー)の記載がないもの ※住基ネットによる本人確認を希望する場合:抄本不要 法人の登記事項証明書	・申請日前 3か月以内に発行されたもの(原本)	変更後 遅滞なく
特殊用塩の原産地	添付書類は必要ありません	—	
主たる事務所の所在地	添付書類は必要ありません	—	
特殊用塩の名称及び用途又は性状	参考として塩の成分のわかる資料(成分表)		変更前

3 特殊用塩特定販売業の廃止の届出

(1) 手続概要

特殊用塩特定販売業者が事業を廃止するときの届出手続【塩事業法第18条第3項】

(2) 提出時期、提出先

特殊用塩特定販売業の廃止をしたとき遅滞なく、届出している税関に提出願います。

(3) 提出書類

「特殊用塩特定販売業廃止届出書」(塩事業法施行規則別紙様式第22号)に必要事項を記載し、提出願います。

併せて、届出の際に税関から送付された「特殊用塩特定販売業届出書(写)」を返送願います。

4 報告について

特殊用塩特定販売業者については、塩事業法により以下の報告事項について、報告期日までに所定の様式を用いて税関長に報告しなければなりません。

また、以下の報告事項以外にも、塩事業法に基づき報告を求める場合があります。

いずれの報告も、その都度、税関から報告依頼文書を送付いたします。

その際、報告期日を通知し、報告様式も併せて送付いたします。

報告内容【根拠規定】	内 容	報告依頼日	報告期日
塩輸入販売実績数量の報告 【塩事業法第30条第1項】	前年度における塩の種類別、用途別の 輸入数量及び販売数量	・毎年3月下旬頃	・毎年4月上旬頃

※「年度」は毎年4月1日から3月31日までの期間

5 罰則規定

罰則規定

以下の行為を行った場合、それぞれ罰金等に処せられます。【塩事業法第38条～第41条】

- ・税関に届出をせずに特殊用塩の特定販売を行った者………30万円以下の罰金
- ・特殊用塩に係る報告をせず、また、虚偽の報告をした者………20万円以下の罰金
- ・立入検査に対する妨害行為又は虚偽の陳述をした者………20万円以下の罰金
- ・届出事項の変更及び事業廃止の届出を行わなかった者………10万円以下の過料
- ・虚偽の届出をした者………10万円以下の過料

※罰金については、行為者のほかに法人又は代理人等も処罰されます。